

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（指定講習機関の指定の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 新規講習及び資質向上講習（以下「エネルギー管理講習」という。）の業務の実施に関する計画</p> <p>六 エネルギー管理講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要</p> <p>（指定講習機関の名称等の変更の届出）</p> <p>第五条 指定講習機関は、その名称若しくは住所又はエネルギー管理講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、様式第二の指定講習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、様式第三の事務所新設（廃止）届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（指定講習機関の指定の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 新規講習及び資質向上講習（以下「講習」という。）の業務の実施に関する計画</p> <p>六 講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要</p> <p>（指定講習機関の名称等の変更の届出）</p> <p>第五条 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、様式第二の指定講習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 指定講習機関は、講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、様式第三の事務所新設（廃止）届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>

(エネルギー管理講習業務規程の認可の申請)

第六条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項前段の規程による認可を受けようとするときは、様式第四のエネルギー管理講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係るエネルギー管理講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(エネルギー管理講習業務規程の変更の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項後段の規程による変更の認可を受けようとするときは、様式第五のエネルギー管理講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(エネルギー管理講習業務規程の記載事項)

第八条 法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第二項のエネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 エネルギー管理講習の実施の方法に関する事項
- 二 受講料の額及びその収納の方法に関する事項
- 三 講習修了証の交付に関する事項
- 四 エネルギー管理講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 講師の要件に関する事項
- 六 その他エネルギー管理講習の業務の実施に関し必

(講習業務規程の認可の申請)

第六条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第四の講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係る講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程の変更の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五の講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程の記載事項)

第八条 法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第二項の講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習の実施の方法に関する事項
- 二 受講料の額及びその収納の方法に関する事項
- 三 講習修了証の交付に関する事項
- 四 講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 講師の要件に関する事項
- 六 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

## 要な事項

### (報告)

第九条 指定講習機関は、エネルギー管理講習を実施したときは、遅滞なく、様式第六の新規講習（資質向上講習）結果報告書に、当該エネルギー管理講習の課程を修了した者（以下「講習修了者」という。）の氏名、生年月日、住所及び新規講習の講習修了者に付した番号であつて講習修了証に記載したもの（以下「講習修了番号」という。）を記載した講習修了者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第十条・第十一条（略）

### (エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等)

第十二条 指定講習機関は、法第三十七条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 2（略）

### (公示)

第十三条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

### (報告)

第九条 指定講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、様式第六の新規講習（資質向上講習）結果報告書に、当該講習の課程を修了した者（以下「講習修了者」という。）の氏名、生年月日、住所及び新規講習の講習修了者に付した番号であつて講習修了証に記載したもの（以下「講習修了番号」という。）を記載した講習修了者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第十条・第十一条（略）

### (講習の業務の休廃止の届出等)

第十二条 指定講習機関は、法第三十七条の規定による届出をしようとするときは、様式第七の講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止した講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 2（略）

### (公示)

第十三条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第三十七条の規定による届出があつたとき。</p>	<p>法第三十六条第二項において準用する法第三十二条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務を全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。</p>
<p>一 指定講習機関の名称及び住所</p>	<p>一 指定講習機関の名称及び住所  二 指定を取り消し、又はエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日  三 エネルギー管理講習の業務の全部又は一部の停止を命じたエネルギー管理講習の業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 指定講習機関の名称及び住所  二 行うことのできるエネルギー管理講習の業務の範囲  三 エネルギー管理講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  四 指定をした年月日</p>

<p>法第三十七条の規定による届出があつたとき。</p>	<p>法第三十六条第二項において準用する法第三十二条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により講習の業務を全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。</p>
<p>一 指定講習機関の名称及び住所</p>	<p>一 指定講習機関の名称及び住所  二 指定を取り消し、又は講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日  三 講習の業務の全部又は一部の停止を命じた講習の業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 指定講習機関の名称及び住所  二 行うことのできる講習の業務の範囲  三 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  四 指定をした年月日</p>

二 休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務の範囲

三 エネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止した年月日

四 エネルギー管理講習の業務の全部又は一部を休止した場合にあつては、その期間

二 休止し、又は廃止した講習の業務の範囲

三 講習の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止した年月日

四 講習の業務の全部又は一部を休止した場合にあつては、その期間